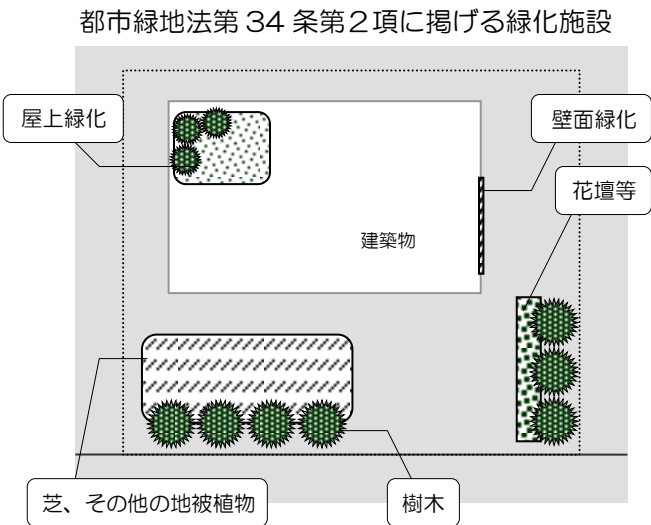


地区計画区域内の緑化率について

稲城市では地区計画区域内において、建築物の緑化率の最低限度を定めている地区があります。緑化率の算出は、下記の計算方法に基づき行って下さい。ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

- ① **緑化率とは**、敷地面積に対する緑化施設の面積の割合をいいます。
- ② **緑化施設とは**、都市緑地法第 34 条第 2 項に掲げるもので、**樹木や芝その他の地被植物による植栽、花壇**その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路、土留その他の施設をいいます。
- ③ **緑化施設の面積は**、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により計算するものとします。



【緑化率とは】
緑化率 (%) =

$$\frac{\text{緑化施設の面積 (m}^2\text{)}}{\text{敷地面積 (m}^2\text{)}} \times 100$$
 ※例えば 1 / 10、つまり 10% の緑化率を定めている地区では、敷地面積が 130 m² の場合、 $130 \text{ m}^2 \times 10\% = 13 \text{ m}^2$ 以上の緑化施設が必要となります。

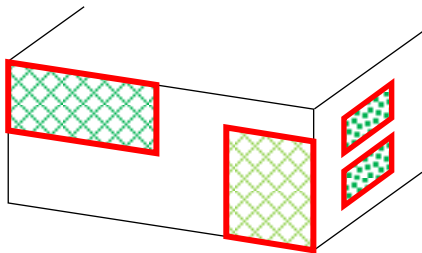
緑化施設面積の計算方法（参考：都市緑地法施行規則第 9 条）

（建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）

第 9 条 法第 40 条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 1 建築物の外壁に整備された緑化施設
 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計

「壁面緑化」の計算方法



壁面緑化面積 = 壁の正面から見た際の 枠で囲われた部分の面積（鉛直投影面積）

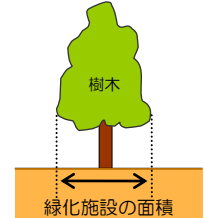
2 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設

次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

- ・ 樹木の生長を予定した面積ではなく、植栽時の実際の水平投影面積とする。
- ・ 樹冠が重なる場合、重複して計上は不可。



(2) 樹木（高さ1メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

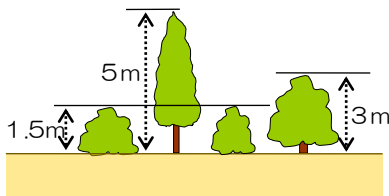
「みなし樹冠」による計算方法

植栽時の樹木の高さ	みなし樹冠の半径	面積
1メートル以上2.5メートル未満	1.1メートル	約3.79㎡
2.5メートル以上4メートル未満	1.6メートル	約8.03㎡
4メートル以上	2.1メートル	約13.84㎡

※みなし樹冠が重なる場合は、重複しての計上は不可。

計算例

5mの樹木が1本、3mの樹木が1本、1.5mの樹木が2本ある場合。

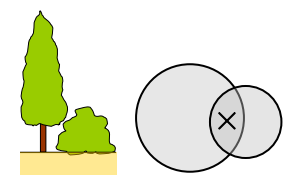


敷地内の樹木（高さ）	みなし樹冠の半径/面積
5m	2.1m / 約 13.84 ㎡
3m	1.6m / 約 8.03 ㎡
1.5m × 2本	1.1m / 約 3.79 ㎡ × 2本

敷地内の樹木の、みなし樹冠による水平投影面積の合計

$$13.84 + 8.03 + 3.79 \times 2 = 29.45 \text{ (㎡)}$$

ただし、みなし樹冠が重なる場合は、重複しての計上は不可。



(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物、その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

満たすべき植栽密度

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)

T_1 高さが4メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数

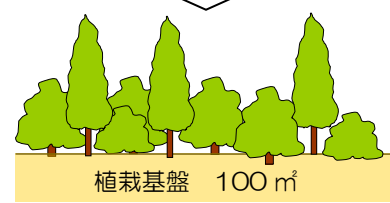
T_3 高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが1メートル未満の樹木の本数

(ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

計算例

100㎡の植栽基盤に、5mの樹木が3本、3mの樹木が4本、2mの樹木が2本ある場合。



満たすべき植栽密度
 $A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$
 に対し、

左辺：A=100
 右辺：18×3+10×4+4×2=102

左辺≤右辺となって上記の数式を満たす。

↓
 100㎡を緑化施設の面積とすることができる。

ロ 芝その他の地被植物

敷地内の土地又はその土地に存する建築物、その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

※樹木など他の緑化施設の水平投影面積と重複して計上は不可

ハ 花壇その他これらに類するもの

敷地内の土地又はその土地に存する建築物、その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌、その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

二 水流、池その他これらに類するもの

敷地内の土地又はその土地に存する建築物、その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留、その他の施設

当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の4分の1を超えない部分に限る。）の水平投影面積

